

【測量業務】

業務名 : 町道笠見一号線道路改良工事測量設計業務

特記仕様書

第1 (目的・趣旨)

本業務は、琴浦町笠見地内において町道笠見一号線道路改良工事に伴う路線測量を行うものである。

第2 (適用範囲) …… (該当しない共通仕様書は削除する)

本業務の履行に当たっては、「測量業務共通仕様書 (最終改定年月日)」、「~~設計業務共通仕様書 (最終改定年月日)~~」、「~~地質・土質調査共通仕様書 (最終改定年月日)~~」、「~~鳥取県県土整備部用地調査等共通仕様書 (最終改定年月日)~~」、「~~王損調査共通仕様書 (最終改定年月日)~~」、「~~保安林解除に係る委託業務共通仕様書 (最終改訂年月日)~~」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		測量業務 (耕地・平地) ・基準点測量 4級基準点 3点 ・路線測量 0.176 km ・現地測量 一式
	1		109	主任技術者	3	・業務経験
	1		110	照査技術者		本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、調査・測量・設計業務共通仕様書及び監督員の指示によること。
	1		113	打合せ等		本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切りにおいて行うこととし、3回を予定している。 ・当初、中間、成果品納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には、主任技術者は立ち会うこと。
	1		115	資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
	1		116	関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は、以下のとおりある。なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、速やかに報告すること。
	1		117	地元関係者との交渉等		関係者了解済 測量前に区長・地権者に連絡
	1		119	成果物の提出		報告書 2部 内訳 ・測量成果簿等 一式 ・図面 一式 ・原稿、原図 一式 (電子データ含む)
追加				業務カルテ登録方法		

追加			電子納品（選択）		
追加			他の業務との関連		
追加			疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、監督員と協議し、速やかに処理すること。
追加			その他		本業務の履行期間は、契約締結日から令和5年10月31日までとする。

【設計業務】

業務名 : 町道笠見一号線道路改良工事測量設計業務

特記仕様書

第1 (目的・趣旨)

本業務は、琴浦町笠見地内において町道笠見一号線道路改良工事に伴う設計業務を行うものである。

第2 (適用範囲) …… (該当しない共通仕様書は削除する)

本業務の履行に当たっては、~~「測量業務共通仕様書(最終改定年月日)」、「設計業務共通仕様書(最終改定年月日)」、「地質・土質調査共通仕様書(最終改定年月日)」、「鳥取県県土整備部用地調査等共通仕様書(最終改定年月日)」、「王損調査共通仕様書(最終改定年月日)」、「保安林解除に係る委託業務共通仕様書(最終改訂年月日)」~~によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		設計業務 ・排水施設設計 一式 ・設計協議 一式
1	1		1106	管理技術者	3	・業務経験 ・保有資格及び業務に該当する部門又は専門分野
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査にあたっては、「照査設計照査要領」及び調査職員の指示によること。
1	1		1110	打合せ等	2	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切りにおいて行うこととし、3回を予定している。 ・当初、中間、成果品納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	1		1112	資料の貸与及び返却	1	本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
1	1		1113	関係官公庁への手続き等	1	関係官公庁等への手続き状況は、以下のとおりある。なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、速やかに報告すること。
1	1		1114	地元関係者との交渉等	2	関係者了解済
1	1		1116	成果物の提出	1	報告書 2部 内訳 ・設計報告書等 一式 ・図面 一式 ・原稿、原図 一式 (電子データ含む)
1	2		1209	設計業務の条件	1	【設計条件】 打合せ時に確認
1	2		1209	設計業務の条件	9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル

						製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。
1	2		1209	設計業務の条件	11	【コスト縮減】
1	2		1211	設計業務の成果	4	設計図面、数量計算書は、暫定、完成計画ごとに取りまとめること。
追加				施工上の条件		
追加				業務カルテ登録方法		
追加				電子納品（選択）		
追加				他の業務との関連		
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、監督員と協議し、速やかに処理すること。
追加				その他		本業務の履行期間は、契約締結日から令和5年10月31日までとする。